

事務連絡
令和2年2月28日

市立学校長 様

教育次長

市立学校における臨時休業の実施について（通知）

新型コロナウイルス感染症等への対応に関しましては、各学校におきまして大変御尽力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症等への対応として、文部科学省から令和2年2月28日付け元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が示されました。川崎市立学校におきましては、次のとおり感染拡大の防止のための臨時休業を実施いたします。

1 令和2年3月4日（水）から3月25日（水）までを臨時休業とする。

※3月26日以降（4月5日まで）は学年末休業・学年始休業

2 児童生徒への対応

- (1) 特別な事情で家にいることが難しい場合、学校の教育活動とは別に「児童生徒の居場所」を学校に設ける。（詳細検討中）
- (2) 進路指導等を必要とする生徒に対しては、個別に登校日を設定することは可能とするが、日時・場所を分散させる等感染防止策を講じた上、必要最小限の人数で実施すること。
- (3) 卒業式、入学者選抜等については、既定方針とおり感染防止策を講じて実施する。
- (4) 臨時休業期間中の体調管理に留意するよう指導するとともに、発熱などの症状が出る等心配な点がある場合については、速やかに学校に連絡するよう確実に伝えること。
- (5) 緊急時における連絡体制を整備しておくこと。
- (6) 家庭訪問等を通じて、子どもたちの状況把握に努めること。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じ、追加的な留意事項を示していく場合があります。

担当 学校教育部指導課 担当課長 猫橋 則文
電話 200-3318